

Subject: [mailnews:272] 【お詫びと訂正】 処遇改善等加算の通知とFAQが示される
From: <supportdesk@fukushi-hyouka.net>
Date: 2025/05/13 21:49
To: <supportdesk@fukushi-hyouka.net>

□□□□□□□ 保育所サポートデスク メールニュース □□□□□□□

2025.5.13

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

昨日12日(月)にお送りしたメールニュースのうち、
処遇改善等加算の記事において、内容に誤りがございました。
お詫びして訂正いたします。

訂正箇所を黄色ハイライトで強調表示しておりますので、
ご確認くださいませよう、お願いいたします。

◆処遇改善等加算の通知とFAQが示される◆

令和7年4月11日に「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」、5月1日
に「処遇改善等加算に関するFAQ」が新たに発出されました。これまでの処遇改善等
加算のⅠ・Ⅲが一本化されたほか、処遇Ⅱの加算・支給・要件が見直されています。

(主な変更内容)

- ・処遇改善等加算Ⅰ(基礎分) ⇒ 区分1「基礎分」
- ・処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)と処遇改善等加算Ⅲ ⇒ 区分2「賃金改善分」
- ・処遇改善等加算Ⅱ ⇒ 区分3「質の向上分」

区分2の支給要件

- ・施設長と法人役員の兼務者にも支給可能
 - ・区分2と区分3の支給額の1/2以上を月額にすること
- ※区分2の旧処遇Ⅲの月額2/3以上の要件は撤廃。

区分3の加算要件

・区分3-①(人数A)と区分3の②(人数B)

これまで研修修了済の園長・副園長・主幹教諭(主任保育士)を算定できなかったものを、人数Aにカウントできるようになりました。

(従来)

4万円1名以上、人数Bの算定人数以上いれば、算定人数分の満額が支弁された

(今後)

子どもの人数や加算の状況を踏まえて算定された人数Aと人数Bを上限として、4月1日時点での園の研修修了者の人数Aと人数Bの数で加算が取得できます。

⇒4月1日時点で、人数Aの研修修了者が少ない場合、収入が減ります。

区分3の支給要件(賃金改善)

・区分2と区分3の支給額の1/2以上を月額にすること。

区分3の①は4万円未満以下、区分3の②は原則5千円以上。

・支給する場合は、研修修了見込みの職員にも支払うことが可能。

・園が認める場合、区分3の②の対象者にも、区分3の①の額を支給が可能。

・副園長や主任等への配分も従来通り可能。(4万円未満以下、研修修了要件もなし)

※職員への支給については、従来よりも配りやすくなりました。

これらの詳細な要件等はFAQをご確認ください。

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日付け通知)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/34801398/20250414_policies_kokoseido_107.pdf

別紙様式(Excel)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/08d15fb5/20250414_policies_kokoseido_108.xlsx

処遇改善等加算に関するFAQ(よくある質問)(第1版)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/9b633dc8/20250501_policies_kokoseido_117.pdf

(事務局より)

一本化により事務が楽になるかと思いきや、区分3の要件等の変更によって、減額

